

公安委員会相互協力事務処理要綱の制定について（例規）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の事務取扱いに関する訓令（平成4年京都府警察本部訓令第13号）第49条第2項の規定により、公安委員会相互協力事務処理要綱を下記のように定め、平成4年5月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

公安委員会相互協力事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び他の都道府県公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）（以下「公安委員会等」と総称する。）が指定暴力団等、特定抗争指定暴力団等及び特定危険指定暴力団等の指定若しくは指定の取消し（以下「指定等」という。）、指定暴力団員等に対する措置命令又は暴力的要求行為の相手方若しくは事業者に対する援助の措置を行うに当たり、公安委員会等が行うこれらの事務の重複を防止し、適正かつ効率的な事務処理を行うため、他の公安委員会への協力要請及び他の公安委員会からの協力要請に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定等の協力要請に係る事務処理

(1) 協力要請に必要な事務

捜査第四課長は、他の公安委員会からの協力要請に応えるため、他の公安委員会が行う指定等の事務に必要な京都府内（以下「府内」という。）の次に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

ア 指定しようとする暴力団又は指定暴力団の構成員（以下「構成員」という。）の人的事項の把握

イ 指定しようとする暴力団又は指定暴力団の事務所の存在

ウ 構成員による威力利用不法行為（暴力団の威力を利用して行われる不法な行為又は暴力的要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する暴力的要求行為をいう。））の実態

エ 構成員の犯罪経歴

オ 法第15条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する対立抗争が発生した場合における、当該対立抗争に係る暴力行為の実態

カ 法第30条の8第1項各号に規定する行為が行われた場合において、指定暴力団員等が当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法により行ったと認められる暴力行為の実態

キ その他指定等に必要な事項

(2) 照会及び回答の手續

ア 照会

捜査第四課長は、公安委員会が行う指定等の事務に必要な京都府外（以下「府外」という。）の前記2の(1)に掲げる事項について、他の公安委員会へ協力要請をする必要があ

るときは、指定等関係事項照会書（別記様式第1）により照会を行うものとする。

イ 回答

捜査第四課長は、他の公安委員会が行う指定等の事務に必要な府内の前記2の(1)に掲げる事項について、他の公安委員会から照会を受けたときは、指定等関係事項回答書（別記様式第2）により回答するものとする。

3 措置命令の協力要請に係る事務処理

(1) 協力要請に必要な事務

捜査第四課長は、他の公安委員会からの協力要請に応えるため、他の公安委員会が行う措置命令の事務に必要な府内の次に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

ア 違反行為者が指定暴力団員であること。

イ 違反行為者の住所・居所

ウ 違反行為者の所属する指定暴力団及びその系列上位暴力団等の名称

エ 違反行為の詳細な内容

オ 指定暴力団の縄張の状況

カ 対立抗争に関する指定暴力団等の名称及びその系列関係並びに対立抗争の状況

キ その他措置命令に必要な事務

(2) 照会及び回答の手続

ア 照会

捜査第四課長は、公安委員会が行う措置命令の事務に必要な府外の前記3の(1)に掲げる事項について、他の公安委員会へ協力要請をする必要があるときは、次に掲げるところにより照会を行うものとする。

(ア) 前記3の(1)のアからウまでに掲げる事項は、違反行為者の住所地を管轄する他の公安委員会に対し、命令関係事項照会書（甲）（別記様式第3。以下同じ。）により行うこと。

(イ) 前記3の(1)のエ及びオに掲げる事項は、違反行為地を管轄する他の公安委員会に対し、命令関係事項照会書（甲）により行うこと。

(ウ) 前記3の(1)のカに掲げる事項は、対立抗争を起こした指定暴力団等の事務所又は対立抗争の発生地を管轄する他の公安委員会に対し、命令関係事項照会書（乙）（別記様式第4）により行うこと。

(エ) 前記3の(1)のキに掲げる事項は、前記3の(2)のアの(ア)及び(イ)に準じて行うこと。

イ 回答

捜査第四課長は、他の公安委員会が行う措置命令の事務に必要な府内の前記3の(1)に掲げる事項について、他の公安委員会から照会を受けたときは、次に掲げるところにより回答するものとする。

(ア) 前記3の(1)のアからエまで及びキに掲げる事項は、命令関係事項回答書（甲）（別記様式第5）により行うこと。

(イ) 前記3の(1)のオ及びカに掲げる事項は、命令関係事項回答書（乙）（別記様式第6）により行うこと。

(3) その他の事務

捜査第四課長は、措置命令をする必要があると認める違反行為を認知した場合で、当該措置命令が他の公安委員会の行う措置命令であるときは、必要な資料を他の公安委員会に対し、命令関係資料送付書（別記様式第7）により送付しなければならない。

4 援助措置の協力要請に係る事務処理

(1) 援助申出時の事務

ア 捜査第四課長又は警察署長は、府内に住所地のある暴力的要求行為の相手方から援助を受けたい旨の申出があったときは、当該暴力的要求行為の相手方から必要な事項を聴取し、暴力的要求行為に対する措置命令が公安委員会によるものであることを確認しなければならない。

イ 捜査第四課長又は警察署長は、府内に事業所の所在地のある事業者から不当要求による被害を防止するために必要な援助の申出があったときは、当該事業者から必要な事項を聴取し、事業者の主たる事業所の所在地の管轄が公安委員会であることを確認しなければならない。

(2) 公安委員会の援助に係る申出に対する協力要請等に必要な事務

ア 捜査第四課長及び警察署長は、前記4の(1)のア及びイに規定する援助の申出があった場合において、公安委員会に係る申出であるときは、警察署長にあってはその旨を捜査第四課長に連絡するものとし、捜査第四課長にあっては次に掲げる場合に他の公安委員会に対して協力要請を行うことができる。

(ア) 指定暴力団員に対する連絡措置又は連絡先の教示の措置を執る場合において、当該指定暴力団員が措置命令後に転居したことなどにより、確実に所在を把握しておらず、現在の連絡先が他の公安委員会にあると認められるとき。

(イ) 警察施設を利用させる措置を執る場合において、他の都道府県警察の施設を利用し、かつ、指定暴力団員もこれに同意しているとき。

(ウ) 事業者から他の公安委員会の管轄する事業所に係る不当要求の実態の教示を求められ、不当要求の実態について教示の措置を執る場合において、当該他の公安委員会から当該事業所に対して直接教示を行った方がよいと認められ、かつ、事業者もこれに同意しているとき。

(エ) 他の公安委員会の管轄する事業所を含めて多数の他の公安委員会にわたる連携活動を必要とする申出があり、事業者に指導、助言又は資料の提供の措置を執る場合において、他の公安委員会の実情について当該他の公安委員会の意見を聴いた方がよいと認められるとき。

イ 捜査第四課長は、前記4の(2)のアの規定により、他の公安委員会に協力要請を行うときは、援助措置協力依頼書（別記様式第8）により行うものとする。

ウ 捜査第四課長は、他の公安委員会から援助措置に係る協力要請を受けたときは、必要な調査を行った上、援助措置協力回答書（別記様式第9）により回答するものとする。

(3) 他の公安委員会の援助に係る申出に対する協力要請等に必要な事務

ア 捜査第四課長及び警察署長は、前記4の(1)のアに規定する援助の申出があった場合において、暴力的要求行為の措置命令を行った他の公安委員会（以下「命令した他の公安委員会」という。）に係る申出であるときは、暴力的要求行為の相手方から援助申出書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第

4号)別記様式第7号。以下同じ。)を受理し、必要により、聞き取り書を作成するとともに、警察署長にあつてはその旨を捜査第四課長に連絡するものとし、捜査第四課長にあつては、原則として、次に掲げる事務を執るものとする。

(ア) 命令した他の公安委員会に対し、措置命令の有無、措置命令に係る違反事実並びにその内容及び指定暴力団の連絡先について確認を行うこと。

(イ) 援助申出連絡書(別記様式第10。以下同じ。)に援助申出書その他必要な書類を添付し、命令した他の公安委員会に対して送付すること。

(ウ) 前記4の(3)のアの(イ)に掲げる事務を行う場合において、援助の措置を執るに当たっては、公安委員会が執ることができる援助の措置の内容及び命令した他の公安委員会が行う事務について協力に応じる用意がある旨をあわせて連絡すること。

(エ) 暴力的要求行為の相手方が、前回と同様の援助についての相談及び別の援助の措置を求めてきたときに応じることができるよう前記4の(3)のアの(イ)に規定する書類の写しを作成し、保管しておくこと。

イ 捜査第四課長は、命令した他の公安委員会から前記4の(3)のアの(イ)に規定する援助申出連絡書の送付を受けたときは、援助措置の窓口として、援助申出の内容に応じた責任ある援助の措置に係る事務を行うこと。

ウ 捜査第四課長及び警察署長は、前記4の(1)のイに規定する援助の申出があった場合において、主たる事業所の所在地を管轄する他の公安委員会(後記4の(3)のウの(ア)及び(イ)並びに同(3)のエに規定する場合において「管轄する他の公安委員会」という。)に係る申出であるときは、警察署長にあつてはその旨を捜査第四課長に連絡して次に掲げる(ア)の事務を執ることとし、捜査第四課長にあつては次に掲げるところにより事務を執るものとする。

(ア) 公安委員会の管轄する事業所に係る不当要求の実態についてだけ援助すれば足りるときは、管轄する他の公安委員会にあらかじめ連絡を行ったものとして取り扱い、必要な援助を行うこと。

(イ) 公安委員会の管轄する事業所に係る不当要求の実態だけでなく、他の公安委員会の管轄する事業所に係る不当要求の実態についても援助を行う必要があるときは、管轄する他の公安委員会の意見を聴いて必要な援助を行い、又は管轄する他の公安委員会に対して直接援助の措置の申出を行うよう事業者告知すること。

エ 捜査第四課長は、前記4の(3)のウの(イ)に掲げる援助を行うに当たり、管轄する他の公安委員会の意見を聴くときは、口頭により要請するものとする。

オ 捜査第四課長は、他の公安委員会が援助を行うに当たり、他の公安委員会から口頭により意見を聴取する要請があったときは、口頭により意見を述べるものとする。

カ 捜査第四課長又は警察署長は、暴力的要求行為の相手方から援助の申出があった場合において、府内に当該暴力的要求行為の相手方の住所地がなく、かつ、公安委員会が措置命令を行っていないときは、措置命令を行った他の公安委員会又は当該暴力的要求行為の相手方の住所地を管轄する他の公安委員会を教示するものとする。

キ 捜査第四課長又は警察署長は、事業者から不当要求による被害防止に必要な援助の申出があった場合において、府内に当該事業者の主たる事業所又は事業所の所在地がないときは、当該事業者の主たる事業所又は事業所の所在地を管轄する他の公安委員会を教示する

ものとする。

5 他の公安委員会に対する連絡手続等に係る協力

捜査第四課長及び警察署長は、平素から緊密な連携を図り、他の公安委員会からの協力要請に係る調査、暴力的要求行為の相手方又は事業者からの援助の申出に係る受理等に当たっては、特に連絡を密にして、適正な事務処理を行わなければならない。

(様式省略)